

ただきまして、まことにありがとうございます。

本日の総会はゴールデンウィークの週明けの地区委員会での総会の準備が大変3日、4日の中で実施されました。何かと大変だったのではないかと思いますが、本当にお疲れさまでございました。

さて、本日は1号議案から6号議案までが議題になっております。

それでは、総会の審議がスムーズに進行いきますよう、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

事務局

総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり議事の進行を行うこととなっております。

それでは、会長よろしくお願いいたします。

議長

それでは議事に入りますが、議事に入るに当たり総会議題3の議事録署名者及び総会書記を指名します。

本日の議事録署名者には2番の津田委員が本日は欠席なので、4番の上妻孝市委員と5番の藪田英明委員を、書記には事務局の反安久崇主任主事を指名します。よろしくお願いいたします。

本日は第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請から、6号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願まで6件と追加議題となっております。

議事に入ります前に、議案の訂正がありますので、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

訂正がありますのでご説明いたします。

議案書の目次からお願いします。第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請、取下が2件あっております。45件を43件と数字の訂正をお願いします。続きまして、2号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請、8件となっております。こちら1件取下がっておりますので、7件と訂正をお願いします。同じく、第3号議案の5条についても44件を43件と、1件取下がっております。

これに伴いまして、合計数142件と表記しておりますところ138件と訂正方をお願いいたします。

個別のものに入っていきます。19番、23番取下になっておりますので、斜線等で削除方お願いします。4条関係ですが4番、27番、取下になっておりますので、斜線等で削除方お願いいたします。43番備考欄に追記をお願いします。「一部転用1230㎡」とこちらの備考欄に追記をお願いします。続きまして、基盤強化の分ですが、23ページの2番の表がありますが、項目ごと田と畑とあるかと思えます。この田の10年以上、今「2万8822」と表示されています。こちら訂正で、「2万4839」と訂正をお願いします。同じく右の欄の畑

ですけれども、こちら今「5889」と表記されます。こちらに「9872」と訂正をお願いします。これに伴いまして、一番下段にそれぞれの田畑の合計数が変わってまいります。ただいま「5万7393」と表記してあります。こちらが「5万3410」と訂正をお願いします。同じく畑ですけれども、方が今「2万1021」になっています。こちらのほう「2万5004」と訂正をお願いします。訂正については以上です。

議長 ありがとうございます。
それでは、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請、43件でございます。地元委員の報告に当たりましては、農地法第3条の2項の判断基準により、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。
それでは、1番、お願いいたします。

16番 嶋村鎮雄委員

16番委員、嶋村です。

1番、2番につきまして先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。1番の譲受人は東区画図町大字下無田にお住まいの専業農家で、経営拡張のため、農地の所有権を移転する申請です。申請地には許可後は水稻を作付されます。

2番の譲受人は東区画図町大字下無田にお住まいの兼業農家で、経営拡張のため、農地の所有権を移転する申請です。申請地には許可後は水稻、露地野菜を作付されます。

以上、1、2番につきまして先日の地区委員会で協議したところ、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 ただいま、1番、2番について地元委員の報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、3番。

36番 梅田誠也委員

36番委員、梅田です。

3番から6番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報

告いたします。

3番、4番の譲受人は東区戸島本町にお住まいの専業農家で、経営拡張のため農地の所有権を移転する申請です。申請地には許可後は牧草イタリアンを作付けされます。

5番の譲受人は東区戸島西7丁目にお住まいの専業農家で、経営拡張のため農地の所有権を移転する申請です。申請地には許可後イタリアンを作付けされます。

6番の譲受人は東区戸島本町にお住まいの専業農家で、代替地取得のため農地の所有権を移転する申請です。申請地には許可後ピーマンほか野菜を作付けされます。

以上、3番から6番につきまして、先日の地区委員会で協議したところ、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま3番から6番について地元委員の報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、7番。

10番 三原勉委員

10番委員、三原です。

7番から11番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

7番と8番は関連で、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稲、施設野菜、露地野菜を栽培されている専業農家で、申請地に水稲を作付けされる計画です。

9番は、甥への贈与による所有権移転の申請です。譲受人は水稲、果樹を栽培されている専業農家で、申請地にはミカンを作付けされる計画です。

10番は、後継者へ経営移譲による使用貸借権設定の申請です。借人は水稲、果樹を栽培されている専業農家で、申請地には水稲、ミカンを作付けされる計画です。

11番は、田地を耕作している譲受人による耕作の便宜上取得するための所有権移転の申請です。譲受人は水稲、露地野菜を栽培されている専業農家で、申請地には露地野菜を作付けされる計画です。

以上、5件につきまして、協議、検討した結果、いずれも農地法第

3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議の方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま7番から11番について地元委員の報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、12番。

4番 上妻孝市委員

4番委員、上妻です。

12番から14番につきまして先の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

12番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人はミカンをつくれる専業農家で、申請地にもミカンをつくれる予定です。

13番は、弟へ贈与される申請です。譲受人はミカンをつくれる専業農家で、申請地にもミカンをつくれる予定です。

14番は、独立就農のための申請で、義理の父より使用貸借されるものです。申請者は熊本県農業大学校を今年3月卒業され、現在義理の父の手伝いをされています。許可後は青年就農給付金制度を活用され、独立した農業経営を目指されます。申請地にはトマト、ネギをつくれる予定です。

以上、3件、このうち独立就農予定者1名には地区委員会へ出席を願い聞き取り調査を行った上で協議、検討した結果、3件いずれの申請も農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しておらず、申請は妥当と判断しました。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま12番から14番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、15番。

46番 赤木英雄委員

46番委員、赤木です。

15番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

15番は、経営拡張のための所有権の申請です。譲受人は水稻と露地野菜を作成されており、許可後は水稻をつくられる計画です。

以上、1件について先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であることを協議した結果です。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま15番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、16番。

32番 林田智博委員

32番委員、林田です。

16番から20番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

16番と17番は関連で、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は稲作を作付されており、許可後は稲作をつくられます。

18番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は稲作と露地野菜を作付されており、許可後は稲作をつくられます。

19番は取下で。

20番につきましては、子へ贈与のための所有権移転の申請です。譲受人は稲作とトマトを作付されており、許可後は稲作とトマトをつくられます。

以上、4件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議いたしました。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま16番から20番まで地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。19番は取下になっております。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、21番。

30番 福原幸一委員

30番委員、福原です。

21番から24番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

21番と22番は関連で、経営拡張のための賃借権設定の申請です。賃借人は水稲、麦、大豆をつくっており、許可後は水稲、麦、大豆を作付される予定です。23番は取下です。24番は経営拡張のための賃借権設定の申請です。賃借人は水稲、麦、大豆をつくっており、許可後は水稲、麦、大豆を作付される予定です。

以上、3点、協議した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でした。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 ただいま21番から22番、23番は取下で、24番まで地元委員より報告ございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、25番。

14番 山口謙藏委員

14番委員、山口です。

25番から33番について地区委員会での協議状況を報告します。

25番は、経営拡張のための賃借権設定の申請です。賃借権は水稲、麦、大豆をつくっており、許可後は水稲、麦、大豆を作付される予定です。

26番と27番は関連で、経営拡張のための賃借権設定の申請です。賃借人は水稲、麦、大豆をつくっており、許可後は水稲、麦、大豆を作付される予定です。

28番と29番は関連で、新規就農のための賃借権設定の申請です。賃借人はこれまで農業を手伝っており、水稲をつくられる予定です。先日の地区委員会において聞き取りを行い、営農計画が問題ないことを確認いたしました。

30番は、農業されてきた一般法人が賃借権設定により経営拡張される案件です。そばをつくっており、許可後はそばを作付される予定です。

31番は、後継者の子へ贈与するための申請です。譲受人は水稲、粟、イチジクをつくっており、許可後は水稲、粟、イチジクを作付される予定です。

32番は、一部転用完了に伴い農地の復元されたもので、経営移譲

年金継続のための使用貸借権設定の申請したものです。借人は水稲と露地野菜をつくられており、許可後は水稲と露地野菜を作付される予定です。

33番も一部転用完了に伴い農業の復元されたもので、経営移譲年金継続のための使用貸借権設定の申請したものです。借人は水稲とイモをつくっており、許可後は水稲とイモを作付される予定です。

以上、9件、協議、検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でした。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま25番から33番まで地元委員の報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、34番。

13番 緒方一臣委員

13番委員、緒方です。

34番から36番について、地区委員会での検討状況を報告いたします。

34番は、経営拡張のための農地を取得される申請です。許可後は、ネギとピーマンを作付される計画です。

35番は、後継者へ経営移譲のため使用貸借権を設定される申請です。許可後はキャベツを作付される計画です。

36番は、経営拡張のため、農地を取得される申請です。許可後は露地野菜をつくられる計画です。譲受人は西原村で農業を営まれています。熊本市でも農地耕作が初めてであったので、先の地区委員会に出席してもらい、営農計画等の聞き取り調査を行い、問題ないことを確認しました。

以上、3件、先の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないと確認しました。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま34番から36番について地元委員より報告がございました。この件について何かご意見ございませんか。

一同 　　異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、37番。

34番 谷口憲治委員

34番委員、谷口です。

37番から45番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

37番は、後継者へ贈与のための所有権移転の申請です。申請人は水稲と露地野菜を栽培する兼業農家で、許可後は水稲、白菜、キャベツを作付される予定です。

38番は、甥へ譲与のための所有権移転の申請です。申請人は水稲と露地野菜と園芸作物を栽培する専業農家で、許可後は飼料米を作付される予定です。

39番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。申請人は水稲と園芸野菜を栽培する専業農家で、許可後は水稲を作付される予定です。

40番は、経営拡張のための所有権移転の申請でございます。申請人は水稲と花卉をつくられる専業農家で。許可後は花卉を作付けされる予定です。

41番から44番は関連でございます。41番は独立就農のための賃貸借と使用貸借による権利設定申請です。43番については1筆のうち1300㎡を使用貸借です。許可後は水稲、スイカ、キュウリを作付される予定でございます。先日の地区委員会に出席いただき、営農計画等聞き取りいたしました。何ら問題がないことを確認いたしております。

45番は、土地収用に伴う代替地取得のための所有権移転の申請でございます。申請人は水稲、スイカ、ナスを生産する農家で、専業農家で、許可後はナスを作付される予定です。

以上、9件、地区委員会で検討いたしました結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議、確認いたしております。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま37番から45番について地元委員より報告がございました。この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請、7件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準

を照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。
それでは、1番、お願いします。

16番 嶋村鎮雄委員

16番委員、嶋村です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況を報告いたします。1番は、貸駐車場への転用する申請です。農地区分は10ha未満の小集団の生産性の低い区域内にあり、第2種農地と判断されます。土地利用計画は申請地周辺の事務所及び店舗の従業員用貸駐車場5台分として整備、利用される計画で、転用面積としては適正なものと判断をいたしました。資金計画と証明、排水計画、被害防除については問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。工事完了は平成29年7月10日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。以前、無断で看板が設置されていた経緯があり、顛末の提出がなされております。

以上、1番につきまして、先日の地区委員会での現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 1番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、2番。

6番 西富大二郎委員

6番委員、西富です。

2番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。2番は、個人住宅及び共同住宅への転用する申請です。農地区分は市街地化の著しい区域内の農地で、300m以内に九州自動車道、益城熊本空港インターチェンジがある第3種農地と判断されます。土地利用計画は、申請者宅は先の熊本地震により被災したため、建直しのため震災の影響が少なかった申請地に個人住宅及び共同住宅2棟を建築される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資金計画と証明、給排水計画、被害防除については問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。開発許可につきましても、集落内開発制度区域内であり、同時に手続中であることを確

認しております。工事完了は平成29年10月30日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

以上、2番につきまして、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま2番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、3番。

36番 梅田誠也委員

36番委員、梅田です。

3番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

3番は、共同住宅への転用許可申請です。農地区分が10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画は共同住宅1棟、駐車場7台分を整備される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資金計画と証明、排水計画、建設同意、被害防除等については問題なく、周辺農地への営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。開発許可につきましても集落内開発制度指定区域内であり、同時に手続中であることを確認しております。工事完了は平成30年3月31日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

以上、3番につきまして、地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま3番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、4番は取下でございしますので、5番。

7番 網田稔委員

7番委員、網田です。

5番から6番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

5番は、進入路のための転用許可申請です。農地区分が10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、2種農地と判断されます。土地利用計画は住宅のための進入路51㎡で、妥当な面積と思われます。

資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。ただ、転用許可を得ず進入路として使ってきたことを深く反省され、始末書の提出を受けております。

6番は、農家住宅のための転用許可申請です。農地区分は10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、2種農地と判断されます。土地利用計画は建築面積66.24㎡の農家住宅で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。ただ、今回の農家住宅建設を計画した中で、いずれの住宅が転用許可を得ず建てたものであることがわかり、深く反省され、始末書の提出を受けております。工事期間は平成29年6月20日から、平成30年4月30日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

以上、2件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、いずれも立地基準の面、一般基準の面、ともに転用許可を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、5番、6番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、7番です。

13番 緒方一臣委員

13番委員、緒方です。

7番、8番につきまして地区委員会での協議状況を報告いたします。

7番は、貸資材置場への転用申請です。申請人が属する法人へ貸される計画です。農地区分は10ha未満の小集団の農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は砂置場、砂利置場、ぐり石置場、重機置場として利用される計画で、転用面積としては適当と思われます。雨水は既設の水道へ接続されます。農区長の同意書等も添付されています。周囲に農地はないため、影響はないものと思われます。事業に必要な資金証明や必要書類は添付されています。工期は許可後か

ら12月22日までを計画されています。

8番は、貸資材置場への転用申請で、申請人が属する法人へ貸される計画です。農地区分は10ha未満の小集団の農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、砂利やぐり石置場、これより重機置場として利用される計画で、転用面積としては適当と思われます。雨水は既設水道へ接続されます。農区長の同意書も添付されています。被害防除等問題ないものと思われます。事業に必要な資金証明や必要書類は添付されています。工期は許可後から12月22日までを計画されています。

以上、2件、先の地区委員会にて現地調査を行い、協議、検討の結果、立地基準、一般基準ともに満たされていると判断されます。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま、7番、8番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、3号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請、43件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準を照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いします。それでは、1番、お願いします。

6番 西富大二郎委員

6番委員、西富です。

1番から10番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番から8番は関連で、土木工事を営む法人が農地の所有権を移転し、宅地造成を行う転用申請です。農地区分は10ha以上の一団の農地の区域内による第1種農地と市街地化の著しい区域内農地で、上下水道管が埋設する道路の沿道にあり、500m以内に2つの医療施設がある第3種農地の混在地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、事業目的に供すべき全体の土地の面積に占める第1種農地の面積の割合は3分の1を超えないものに該当し、不許可の例外に該当します。また、都市計画法に規定する地区計画が定められている区域で、申請地が住宅等の用に供することが确实と認められる宅地分譲を目的とする宅地造成事業の特例措置に該当します。土地利用計画は他地目386.98㎡を合わせた総事業面積1万6028.98㎡に宅地分譲47区画、調整池、公園、防火水槽、道路などを整備される

計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。

資金計画と証明、給排水計画、被害防除等については問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。開発許可につきましても同時に手続中であることを確認しております。工事完了は、平成29年12月31日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

9番、10番は関連で、不動産業を営む法人が農地の所有権を移転し、建売住宅へ転用する申請です。農地区分は市街地化の著しい区域内の農地で、300m以内に九州自動車道、益城熊本空港インターチェンジがある第3種農地と判断されます。土地利用計画は建売住宅6棟、公園などを整備される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資金計画と証明、給排水計画、被害防除等については問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。開発許可につきましても、集落内開発制度指定区域内であり、同時に手続中であることを確認しております。工事完了は、平成29年12月20日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

以上、1番から10番につきまして先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 長 ただいま、1番から10番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することにいたします。
また、1番から8番については申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。続き番まして、11番。

36番 梅田誠也委員

36番委員、梅田です。

11番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

11番は、建築工事業を営む法人が農地の所有権を移転し、資材置場へ転用する申請です。農地区分は10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画は近接する譲受人法人のコンクリート製品、金属製品、木材などの資材置場として整備される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。

資金計画と証明、排水計画、被害防除等については問題なく、周辺

農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。工事完了は、平成29年6月30日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

以上、11番につきまして先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 長 ただいま、11番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、12番。

10番 三原勉委員

10番委員、三原です。

12番から14番につきまして、地区委員会で協議状況をご報告いたします。

12番は、個人住宅建築のための所有権移転の転用申請です。農地区区分は、市街化が見込まれる区域であり、市街化区域に近接し、10ha未満の第2種農地と、沿道に公共の上下水道が埋設され、近隣500m以内に教育施設と医療施設があることから、第3種農地の混在地と判断されます。土地利用計画は、個人住宅1棟の建築で、転用面積としては適正な面積と判断されます。

資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除についても問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前審査の申請中ということです。工事期間は、平成29年6月1日から平成30年6月30日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認しております。

13番の申請人は建築工事業及びその請負を営む法人で、建売住宅建築のための所有権移転の転用申請です。農地区区分は10ha未満の農地で、生産性の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画は、建売住宅10棟の建築及び新設道路、高架水槽等の整備で、転用面積としては適正な面積と判断されます。ただ、農地を一部通路として利用し、また電柱を設置されていたため、申しわけなかったとの始末書が提出されております。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。開発許可も必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課への事前審査の申請中とのことです。

工事期間は、平成29年7月10日から、平成30年3月31日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認しております。

14番は、個人住宅建築のための所有権移転の転用申請です。農地区分は10ha未満の農地で、生産性の低い第2種農地と判断されません。土地利用計画は、個人住宅1棟の建築で、転用面積としては適正な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除について問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発指定区域内で、開発景觀課へ事前審査の申請中とのことです。工事期間は平成29年7月1日から平成29年12月31日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認しております。

以上、3件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議の方よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、12番から14番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、15番。

4番 上妻孝市委員

4番委員、上妻です。

15番につきまして、先の地区委員会で協議状況をご報告いたします。15番は、有限会社丸弘より、敷地拡張のための転用申請です。同法人は、申請地横に創作料理と炭火焼の店を営んでおられますが、現在の駐車場は8台分しかなく、駐車場が不足しておられ、今回の申請で12台分の駐車場と庭園や休憩所を併せて整備し、法事などで利用される来客者に心からくつろげる空間を提供される計画です。農地区分は、中山間地の広がりがない小集団の農地のため、第2種農地と判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題はありません。工事期間は許可後速やかに着手され、平成29年7月末までを予定されており、許可後は目的どおり転用されることを確認しております。

以上、1件、先日の地区委員会で現地確認を行い、検討した結果、農地の区分から見た立地基準、転用の確実性など一般基準、いずれについても転用許可基準を満たしており、申請は妥当であると判断いた

しました。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、15番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、16番。

46番 赤木英雄委員

46番委員、赤木です。

16番から24番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

16番と17番は関連で、申請人は建設業を営んでおり、賃借権設定による資材置場及び車両置場のための転用許可申請です。農地区分は、市街地の区域等に近接する10ha未満の広がりのない農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、砕石等の建設資材置場及び重機等の車両置場で、妥当な面積と思われます。ただ、許可を得ずに使用したことを深く反省され、始末書の提出を受けております。排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。

18番の申請人は、法人2者で所有権移転による貸駐車場のための転用許可申請です。農地区分は、市街地の区域等に近接する10ha未満の広がりのない農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、近接の住宅化が著しく進んでおり、貸駐車場の需要が見込め、29台分の駐車スペース及び通路で妥当な面積と思われます。

資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は、許可日から平成29年8月31日までの予定で、許可後速やかに着工されることを確認しております。

19番は、所有権移転による個人住宅建設のための転用許可申請です。農地区分は市街地の区域等の隣接する10ha未満の広がりのない農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、個人住宅1棟、建設面積66.25㎡で、妥当な面積と思われます。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度の区域内で、開発景観課へ事前審査の申請中とのこと。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事計画は、平成29年6月1日から29年12月31日までの予定で、許可後速やかに工事に着工されることを確認しております。

20番と21番は関連で、所有権移転により資材置場への転用許可申請です。農地区分は、上下水道管2管の通った沿道の区域で、50

0 m以内に教育施設、医療施設があり、3種農地と判断されます。土地利用計画は、事業計画、事業面積1982㎡に砕石置場、山砂利置場、コンクリートブロック、L型擁壁等の資材置場で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事計画は、許可日から平成29年8月31日までの予定で、許可後速やかに工事に着手されることを確認しております。

22番から24番までは関連で、所有権移転による貸駐車場への転用許可申請です。農地区分は上下水道2管の通った沿道の区域で、500m以内に教育施設、医療施設がある第3種農地と判断されます。土地利用計画は、事業面積925㎡に近接の店舗や住宅資材置場用の30台分の貸駐車場で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事計画は、許可日から平成29年8月31日までの予定で、許可後速やかに工事に着手されることを確認しております。

以上、9件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 ただいま、16番から24番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、25番。

12番 木下三智也委員

12番委員、木下です。

25番から28番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

25番は、進入路及び駐車場への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりがない農地で、2種農地と判断されます。譲受人は現在隣人の土地を通過して農業用倉庫に出入りしておりますが、申請地を転用することにより、市道から直接侵入が可能となります。また、一部を自宅駐車場として転用予定ですが、自家用車2台分で、妥当な面積と思われます。しかしながら、平成10年ごろより既に駐車場として利用しており、このことについて始末書の提出がっております。排水計画、隣接同意、被害防除等は問題ありません。

26番は、駐車場への転用許可申請です。農地区分は10ha以上の広がりのある一団の農地で、1種農地と判断されます。1種農地は

原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものに当たり、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。土地利用計画は、自家用車2台分で、妥当な面積と思われます。排水計画、隣接同意、被害防除等は問題ありません。しかし、既に無断で駐車場として利用してきたため、始末書の提出がっております。

27番は取下です。

28番は、所有権移転による漁業者住宅の転用許可申請です。農地区分は10ha以上の広がりのある優良農地で、第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。土地利用計画は、建築面積112.62㎡の2階建て住宅で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事計画は、平成29年6月1日から平成29年11月30日までで、許可後速やかに工事に着手されることを確認しております。

以上、3件、先日の地区委員会で現地確認調査を行い、立地基準の面、立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から、転用基準を満たすものと協議しました。ご審議方よろしく願います。

議長 　　ただいま、27番は取下でございまして、25番から28番まで地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、29番。

30番 福原幸一委員

30番委員、福原です。

29番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

29番は、賃借権設定による太陽光発電設備建設のための転用許可申請です。農地区分は10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、2種農地と判断されます。土地利用計画は、転用面積80㎡で、総事業面積7830㎡に太陽光パネル2642枚、発電容量498kwで妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事計画は平成29年6月1日から平成30年3月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

以上、1件、先日の地区委員会で現地調査を行い、検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、29番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、30番。

7番 網田稔委員

7番委員、網田です。

30番から34番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

30番は、所有権移転による通路のための転用許可申請です。農地区区分は10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、2種農地と判断されます。土地利用計画は、譲受人の住居への通路部分としての46㎡で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除等問題ありません。工事期間は、許可後平成29年8月30日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

31番と32番は関連で、所有権移転による農業用資材置場のための転用許可申請です。農地区区分は10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、2種農地と判断されます。土地利用計画は転用面積2755㎡に畜産用資材置場、駐車場、通路及びのり面などで、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除等問題ありません。工事期間は平成29年6月1日から平成29年12月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

33番と34番は関連で、太陽光発電設備の建設事業に伴い、所有権移転により申請地にのり面と調整池を設ける申請です。農地区区分は10ha以上の広がりのある一団の区域内の農地で、1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、隣接土地との一体的利用であり、全体計画の3分の1以下の面積であるため、不許可の例外規定に該当するものと思われます。土地利用計画は、開発面積、4万6176haに太陽光パネル9936枚、発電容量2583.3kwの計画で、申請地にそれぞれのり面あるいは調整池を設けるものであり、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。県の林地開発許可が必要となりますが、許可申

請中です。工事計画は、平成29年6月1日から平成30年3月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

以上、5件、先日の地区委員会で現地調査を行い、検討したところ、いずれも立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 ただいま、30番から34番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、36番。

13番 緒方一臣委員

13番委員、緒方です。

35番から40番につきまして、地区委員会での協議状況を行います。

35番、36番は関連です。35番は、宅地拡張のため、所有権移転による転用申請です。農地区分は10ha未満の小集団で生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。なお、住居地が狭く、申請人が既に宅地の一部として利用しており、申しわけありませんでしたとの顛末書を添付されています。転用規模は既存宅地とあわせても適当と思われれます。農区長の排水計画同意書が添付されています。隣接地に農地はありません。転用済みのため工事はありません。

36番は、農機具置場及び農業用資材置場への所有権移転による転用申請です。申請人の自宅の隣接地となります。農地区分は10ha未満の小集団で生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、ビニールハウスを設置し、農機具置場及び農業用資材置場として利用される計画で、転用規模としては適当と思われれます。隣接に農地はありません。雨水は市道側溝へ接続されます。資金計画、排水同意等必要書類は添付してあります。工期は許可後から6月2日までを計画されています。

37番は、個人住宅建設のため所有権移転による転用許可申請です。農地区分は10ha未満の小集団で生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、木造平屋建て1棟の建物です。給水は市の水道と接続し、汚水等は公共下水道へ接続されます。雨水は集水桝で浸透させ、オーバー分は市の側溝に接続されます。隣接農地とは調整済みで、被害防除等問題ないものと思われれます。

事業に必要な資金証明、排水同意書、そのほか必要書類は添付されています。工期は、許可後から平成30年5月31日までを計画されています。開発許可も事前協議書も提出済みです。

38番、埋蔵文化財発掘調査のため、資材置場等への一時転用の申請です。農地区分は農用地区域内農地で、原則不許可ですが、仮設工作物の設置の一時転用申請であり、不許可の例外に該当するものと思われま。また、農振法からの意見書も問題なしとのことです。土地利用計画は、発掘調査用資材置場、駐車場、泥置場等を計画されており、転用面積としては適当と思われま。雨水は県道側溝へ接続されま。周辺農地とも調整済みで、被害防除等も問題ないものと思われま。資金計画は、熊本市の予算書が添付されています。一時転用期間は許可日から10月31日までの計画です。なお、一時転用完了後は農地へ復旧し、完了届を提出していただきます。

39番は、公共下水道工事のための現場事務所及び資材置場等への一時転用の申請です。農地区分は、農用地区域内農地で、原則不許可ですが、仮設工作物の設置の一時転用の申請であり、不許可の例外に該当するものと思われま。また、農振法からの意見書も問題なしとのことです。土地利用計画は、現場事務所2棟、倉庫1棟、パイプ等の資材置場を計画されています。なお、転用許可が必要と知らず、農地保護シート等、山砂を搬入してことを申しわけありませんでしたとの文書が添付されています。転用面積としては適当と思われま。雨水は市道側溝へ接続されま。周辺農地等の調整済みで、被害防除等問題ないものと思われま。資金計画は自社施工のため費用は発生しません。一時転用期間は許可日から平成30年6月30日までの計画です。なお、一時転用完了後は農地へ復旧し、完了届を提出していただきます。

40番は、貸資材置場への所有権移転による転用申請です。農地区分は、10ha未満の小集団で生産性の低い農地で、第2種農地と判断されま。土地利用計画は、山砂や重機置場等に予定されており、譲受人の属する法人へ貸し付ける計画です。雨水は既設水道へ接続されま。隣接農地とは調整済みで、被害防除等問題ないものと思われま。事業に必要な資金証明、排水同意書、その他必要書類は添付されています。工期は、許可後から12月末日を計画されています。

以上、6件、先の地区委員会にて現地調査を行い、協議検討の結果、立地基準、一般基準ともに満たされると判断されま。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいま、35番から40番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

36番 梅田誠也委員

確認のためにお尋ねします。40番の譲渡人の不動産会社が土地を所有しているということですが、どういう経緯で農地を所有していたのか、その辺がわかりませんでしたのでお尋ねしたいと思います。

議長 事務局をお願いします。

事務局 取得経緯としては過去に時効取得されておりますので、農地法のいわゆる許可で権利移転がなされたということではございません。

36番 梅田誠也委員

時効取得というのは合法の状態で20年間継続して使用した場合に時効を受けられるわけですね。しかし、これは合法で20年間以上利用していたわけではないわけですね。

事務局 時効取得自体は農業委員会の判断ではございませんので、それに関しては裁判所、法務局の判断に基づいて所有権を移転されていると。

36番 梅田誠也委員

ということであるならば許可申請の審査時に、それは正式に時効取得されたのかと公文で照会し、申請の資格があるのかというのを審査されているのですか。

事務局 申請時に法務局から発効された3か月以内の全部事項証明書を添付していただくのですが、全部事項証明書上、時効取得で所有者となっておりますので、こちらから時効で取得されている権利等で問い合わせをするということはありません。

36番 梅田誠也委員

農業委員会というのは農地法にならい厳格に運用していくという姿勢があるわけですね。我々がこれはちょっとおかしいということであれば、上級機関とも相談しながら対応を。これはすでに時効で取得されているから仕方がないと、そういうものの行政機関の姿勢としてはいかがなものかと思えますけれども。

議長 事務局をお願いします。

事務局 説明いたします。転用の一般基準に基づき転用の确实性を精査し、審査をしております。譲渡人については全部事項証明書で所有権登記がされていることが分かれば、時効取得した経緯までを審査する必要

はないということになります。

36番 梅田誠也委員

農業委員会の事務処理の仕方としての回答はわかります。ただ、疑問があれば確認するというのは必要だと思います。このことで反対ですとは言いませんが、やはり仕事を進める姿勢の問題もありますので。以上です。

議 長 以上でいいですか。これは不動産会社が土地の所有者であって、譲受人が転用の一般基準の確実性を持っていればいいのかということでございます。よろしいですか。

一 同 はい。

議 長 資材置場にされるわけでございますので。皆さん、よろしいですか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、41番。

45番 山下知文委員

45番委員、山下です。

41番から44番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

41番は、所有権移転による建売住宅建設のための転用申請です。農地区分は10ha未満の生産性の低い小集団の農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定、代替地検討については事業計画書に記載されています。土地利用計画は、木造2階建て1棟、62.52㎡、9棟と、復員6m延長94mの道路と、旋回場を建設予定。転用面積としては適正な面積と判断されます。土砂の流出、被害防除等の心配はないと思われます。集落内開発制度指定区域内で、開発等事前審査も出されています。事業計画、資金証明、排水同意等もそろっており、工事期間は平成30年3月31日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認しております。

42番は、賃借権設定による駐車場建設のための転用申請です。農地区分は10ha未満の生産性の低い小集団の農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定、代替地検討については事業計画書に記載されています。土地利用計画は、職員駐車場4台分を建設予定。転用面積としては適正な面積と判断されます。土砂の流出、被害防除等の

心配はないと思われます。事業計画、排水同意等もそろっており、現状のまま利用できるため、許可後速やかに利用開始されることを確認しております。

43番、44番は関連です。賃借権設定による太陽光発電設備建設のための転用申請です。農地区分は市街化の傾向が著しい区域にある農地で、300m以内に高速自動車道の出入口があることから、第3種農地と判断されます。土地の選定、代替地検討については事業計画書に記載されています。土地利用計画については、43番は事業面積は2061㎡のうち一部転用1230㎡で、44番は事業面積669㎡、合計1899㎡で、49.9kwの発電施設と管理道路などで、転用面積としては適正なものと思われます。土砂の流出、被害防除等の心配はないものと思われます。

事業計画、資金計画、給電通知、経済産業省の設備認定通知、排水同意等もそろっており、工事は許可後平成29年8月31日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認しています。

以上、4件、先の地区委員会で現地確認を行い、立地基準、一般基準の面から検討しました結果、転用許可基準を満たしていると協議いたしました。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま、41番から44番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませぬか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続いて、第4号議案及び第5号議案でございます。この件につきましては事務局より内容の説明をお願いします。

事務局 　　第4号議案、第5号議案は関連ですので、あわせてご説明いたします。

まず、第4号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（2号）についてご説明いたします。

初めに、所有権移転ですが、明細24ページの1番から27ページの14番までの合計14件で、1番と2番が公社による買取り、3番が公社からの売渡し、4番から14番までが相対による売買です。面積は14件あわせまして、田、1万4360㎡、畑、1万9588㎡の合計3万3,948㎡で、売買価格は備考欄記載のとおりとなっております。

次に、利用権設定の新規設定分です。明細27ページの15番から34ページの30番までで、貸手16名、借手14名の件数16件で

す。契約期間別では、6年未満が9件、6年以上10年未満が1件、10年以上が6件で、面積は16件あわせまして、田、5万3410㎡、畑、2万5004㎡の、合計7万8414㎡です。権利の種類につきましては、賃借権及び使用貸借権。利用内容といたしましては、水稻、飼料作物、畑作物、果樹、施設野菜、露地野菜です。

次に、再設定分です。明細34ページの31番から36ページの35番までで、貸手5名、借手5名の件数5件です。契約期間別では、6年未満が2件、10年以上が3件で、面積は5件あわせまして、田、1万3391㎡、畑、271㎡の、合計1万3662㎡です。権利の種類につきましては、賃借権及び使用貸借権。利用内容といたしましては、麦、水稻、果樹、飼料作物、露地野菜、施設野菜です。

続きまして、第5号議案です。37ページの表をごらんください。こちらは農地中間管理機構との新規設定になります。明細38ページの1番から40ページの8番までで、貸手8名の件数8件です。契約期間別では、6年未満が1件、10年以上が7件で、面積は8件あわせまして、田、1万7618㎡、畑、684㎡の、合計1万8302㎡です。権利の種類につきましては、賃借権。利用内容といたしましては、水稻、畑作物を予定しています。

以上の案件につきましては、先の地区委員会で協議が行われ、全ての案件が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることが確認されております。

第4号議案及び第5号議案の説明につきましては以上です。

議長 　　ただいま、事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては各地区委員会で詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の基準に適合していることとございます。この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、計画案どおり承認することに決定します。続きまして、第6号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願、2件でございます。

地元委員の報告に当たりましては、対象農地の耕作状況などの調査結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

6番 西富大二郎委員

6番委員、西富です。

1番につきましては、先日の地区委員会で協議状況をご報告いたし

ます。1番の願出理由は、相続税の納税猶予継続のための証明願です。願出人は専業農家で、東区山ノ内1丁目の畑5筆の全農地について、願出人みずからが引き続き農業経営を行っていることを地元農業委員が確認しております。以上、1番につきまして引き続き農業経営を行っており、証明については何ら問題ないとの協議結果でございました。ご審議方よろしくお願いいいたします。

議 長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願出どおり証明することに決定いたします。続きまして、2番。

4 5 番 山下知文委員

4 5 番委員、山下です。

2 番について、地区委員会での審議結果を報告いたします。

2 番につきましては、全ての農地が願出人により耕作されており、継続して農業経営が行われていることを確認されましたので、全筆を証明することと地区委員会で協議いたしました。

以上、1 件、地元農業委員がそれぞれ現地を調査し、地区委員会にて以上の結果となりました。ご審議方よろしくお願いいいたします。

議 長 　　ただいま、2 番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願出どおり証明することに決定いたします。続きまして、追加議案を審議いたします。追加議案は2 件ありますので、まず1 件目の説明を事務局からお願いします。

事務局 　　追加議案についてご説明いたします。2 枚セットの用紙をごらんください。

第4号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(2号)についてご説明いたします。

次のページの明細をお開きください。こちらは公社による買取で、面積は田、1 9 1 1 m²で、売買価格は備考欄記載のとおりとなっております。

先の地区委員会で協議が行われ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることが確認されております。

追加議案第4号議案の説明につきましては以上です。

議長 　　ただいま、追加議案について事務局より説明がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、追加議案2件目です。事務局より説明をお願いします。

事務局 　　次に、農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による買入協議を行う旨の通知の要請について、ご説明いたします。

平成29年4月20日、下記の所有者より利用権設定と所有権の移転についてあっせんを受けたい旨の申出があったので、平成29年4月24日に、農地中間管理機構等を含めた利用調整等を行いました。しかし、出し手の提示する額と公社買取価格との間で格差があったため、調整は不調に終わりました。そのため、農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定により、熊本市長に対し同法第16条第2項の規定による申出者への通知をするよう要請するものです。

以上、追加議案についての説明を終わります。

議長 　　ただいま、追加議案について事務局より説明がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、説明のとおり実施することに決定いたします。次第5の報告事項でございます。

事務局 　　報告事項、黄色の用紙になります。1番から11番までの項目あります。合計数で115件の報告事項が上がっております。

報告事項につきましては以上です。

議長 　　次に、次第6のその他ですが、本日は報告事項が1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局 　　事務局でございます。

職員の任免について報告がございます。配布しております資料をご

らんください。2月23日から休職しております北区分室の●●主査でございますが、5月1日付で休職期間の延長が決定いたしました。当初は4月30日まででございましたが、6月30日までと延長になりましたので、ここでご報告させていただきます。

議 長 ありがとうございます。事務局からの報告について何か質問ありませんか。

一 同 異議なし。

議 長 それでは、以上をもちまして、全ての案件が滞りなく終了いたしました。

なお、本総会において議決されました案件については、その事項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第18条の規定によりその整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしと認めます。よって本総会において議決されました案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。
お疲れさまでございました。

事務局 以上で、本総会に付議されました案件は全て終了いたしました。
これにて閉会いたします。

閉 会 午後4時33分

議事録署名

4 番委員 上妻孝市

5 番委員 藪田英明

書記 友安文崇